

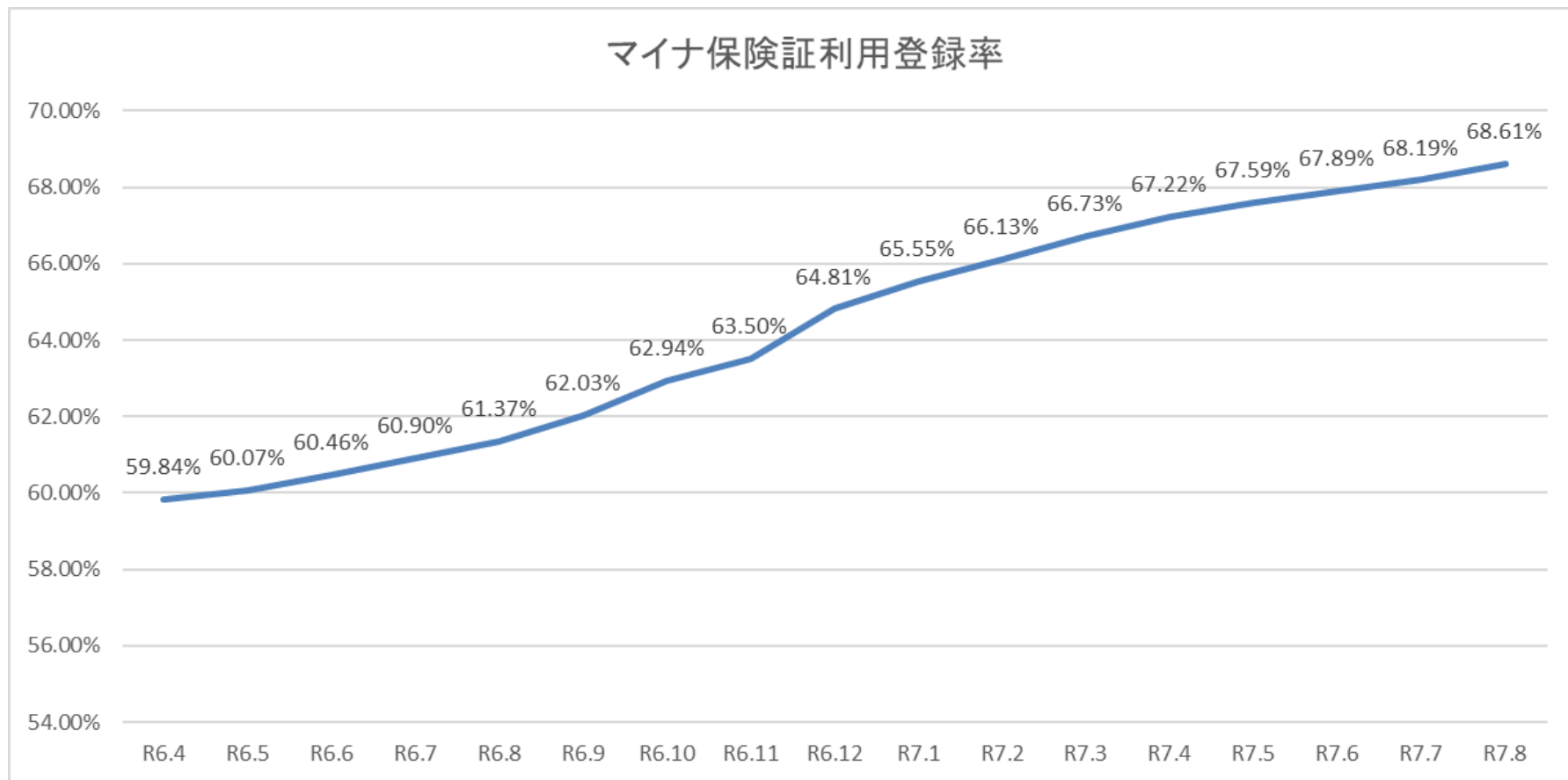
マイナ保険証への円滑な移行 に向けた対応について

令和7年11月28日

全国健康保険協会

協会におけるマイナ保険証の**利用登録**状況

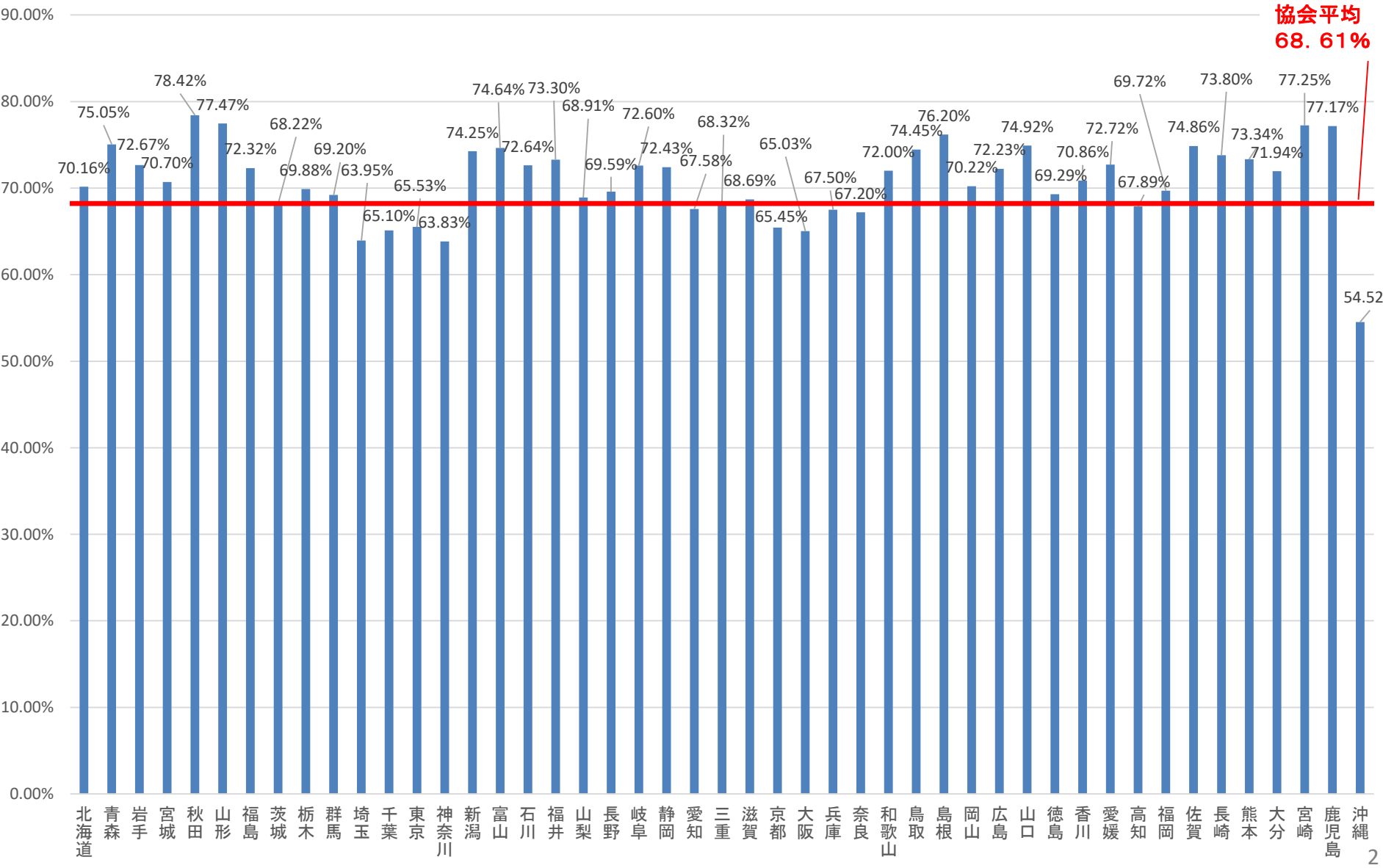
(協会加入者のマイナ保険証**利用登録**状況の推移)



協会におけるマイナ保険証の利用登録状況（支部別）

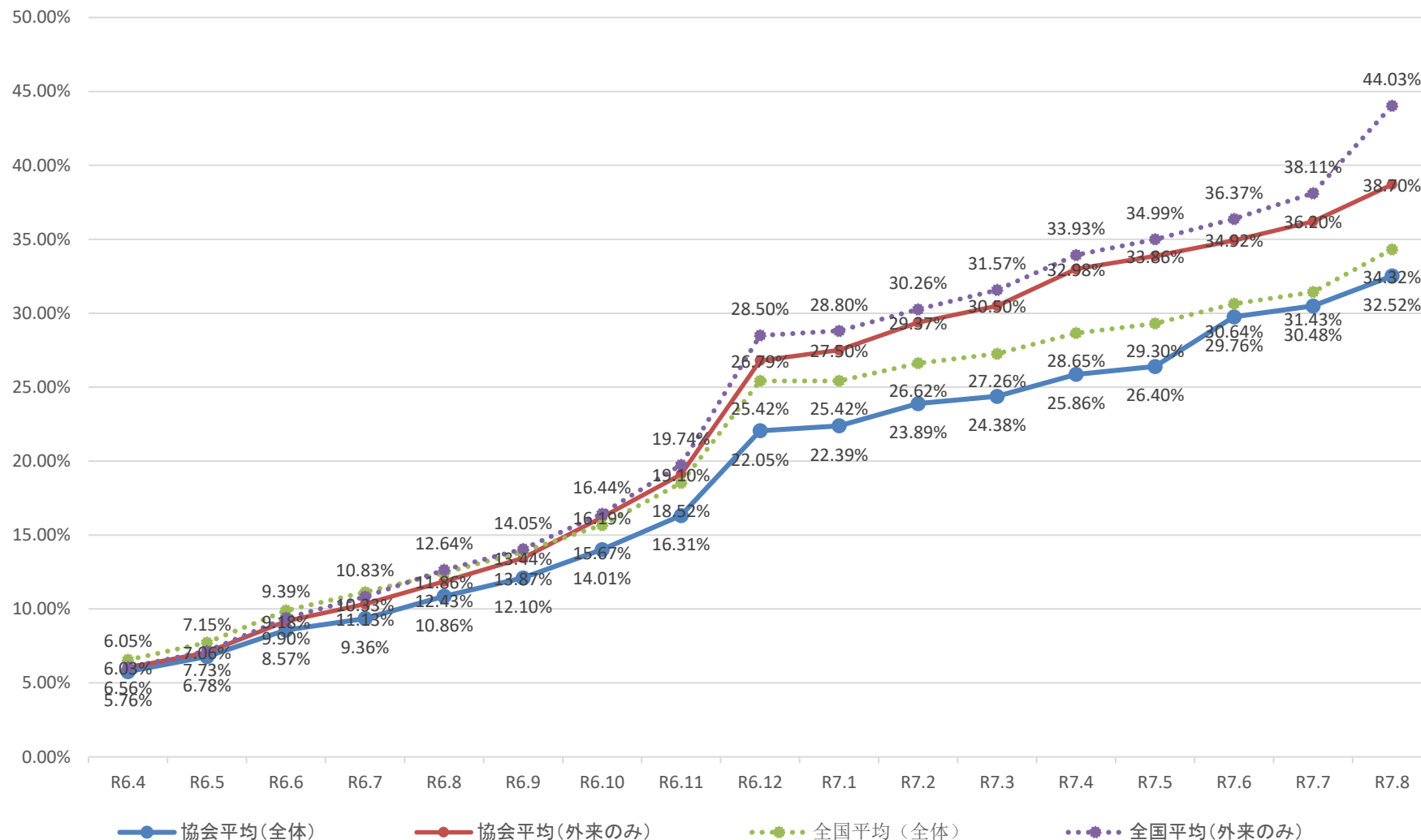
（都道府県支部加入者別マイナ保険証利用登録率）

※数値は令和7年8月時点



協会におけるマイナ保険証の利用状況※

(マイナ保険証利用状況の推移)

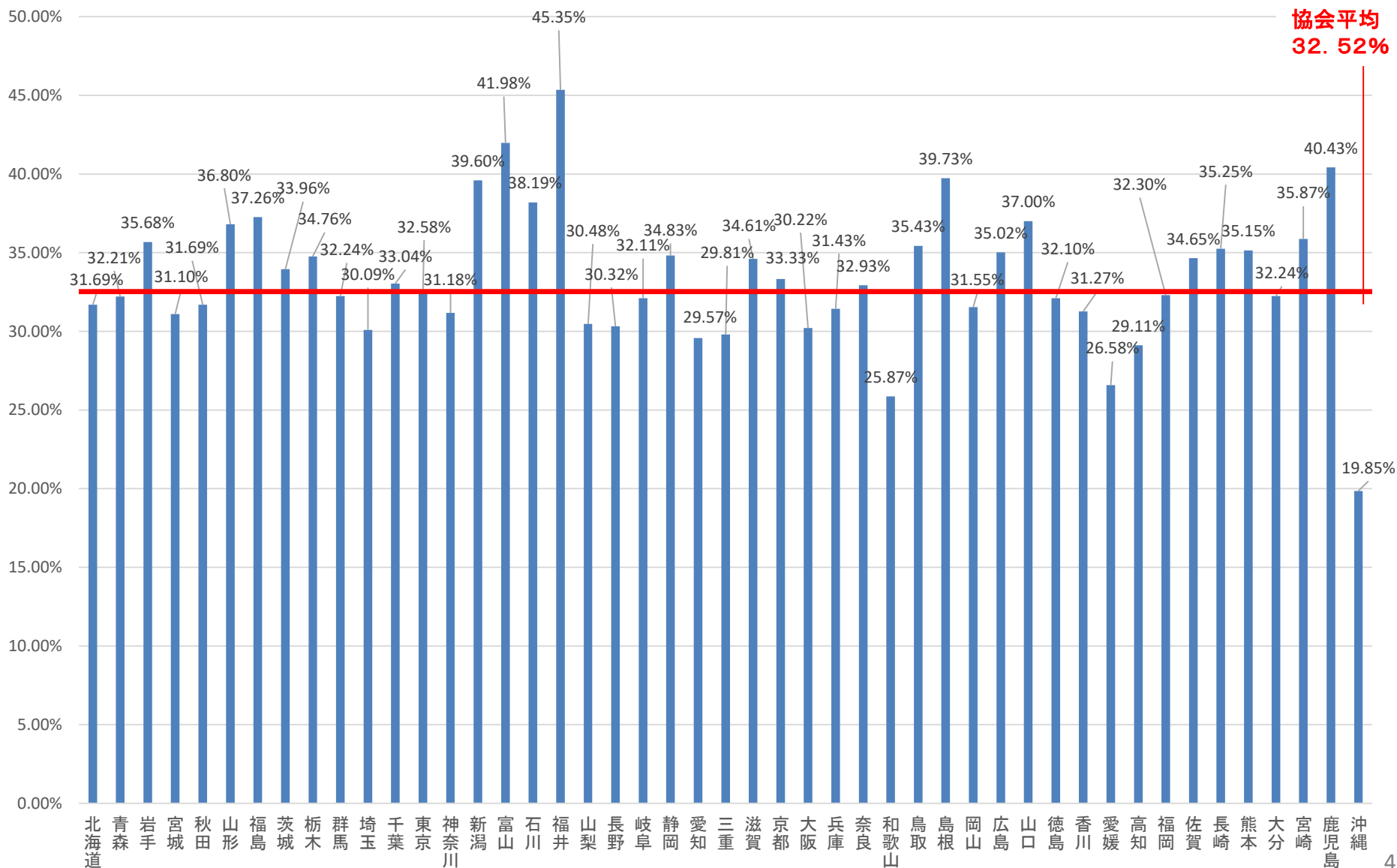


※利用状況(全体) = マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数
 利用状況(外来のみ) = マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用人数/レセプト枚数(外来レセのみ)

協会におけるマイナ保険証の利用状況（支部別）

（都道府県支部加入者別マイナ保険証利用率）

※数値は令和7年8月時点



国全体におけるマイナ保険証の利用状況（都道府県別）

（都道府県別マイナ保険証利用率）

※令和7年10月16日第200回社会保障審議会医療保険部会 資料2より抜粋

オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 （都道府県別の医療機関・薬局での利用（令和7年9月））

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率（令和7年9月）は以下のとおり。

※黄色＝上位5県 灰色＝下位5県

都道府県名	利用率
北海道	33.41% (+1.18%)
青森県	36.89% (+1.25%)
岩手県	38.66% (+1.40%)
宮城県	32.71% (+1.09%)
秋田県	31.92% (+1.21%)
山形県	39.86% (+2.58%)
福島県	39.84% (+1.54%)
茨城県	38.50% (+1.50%)
栃木県	39.61% (+0.98%)
群馬県	37.33% (+1.39%)
埼玉県	35.12% (+1.53%)
千葉県	39.01% (+1.52%)
東京都	32.54% (+1.40%)
神奈川県	35.65% (+1.40%)

全国	35.62% (+1.30%)
----	-----------------

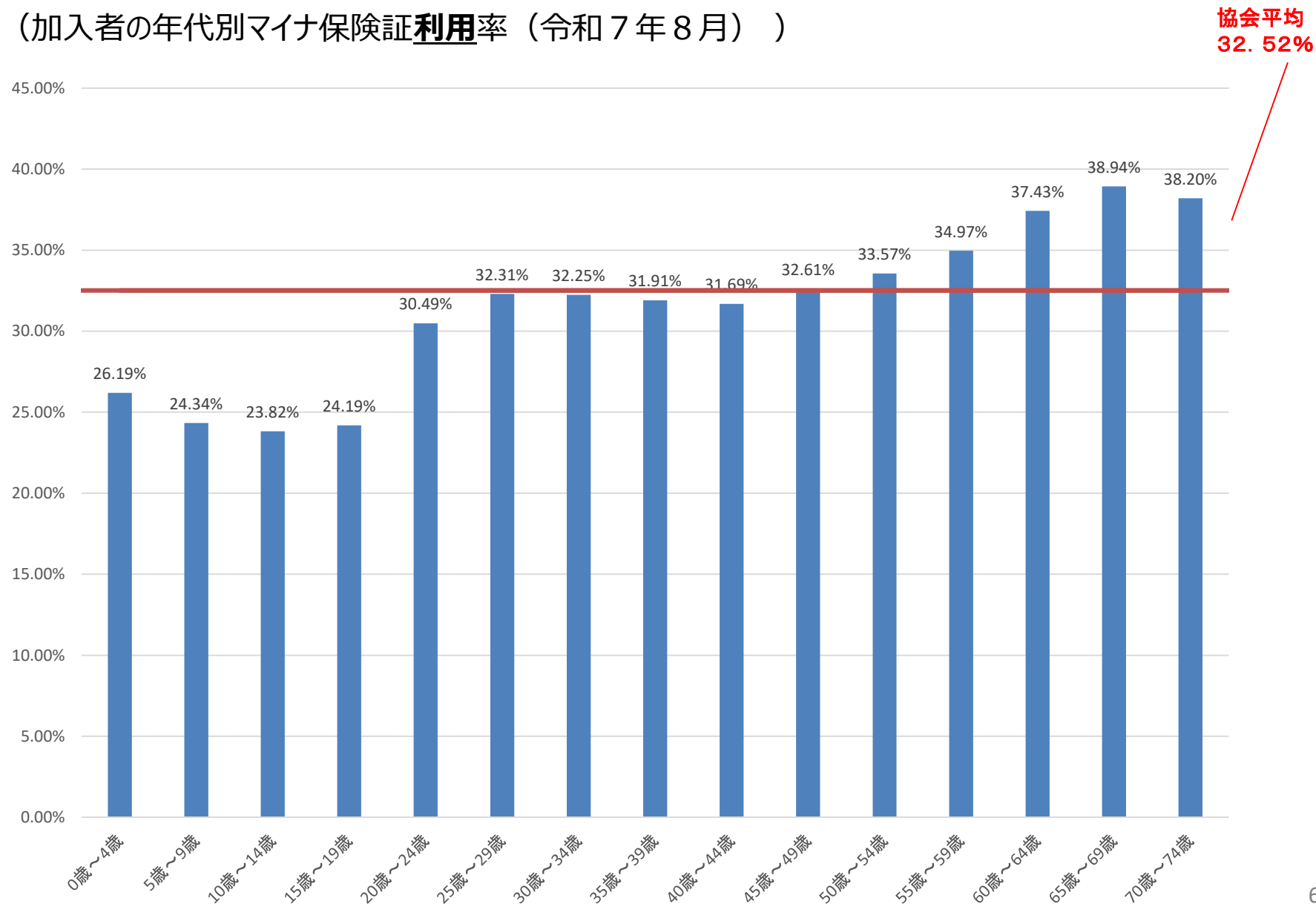
都道府県名	利用率
新潟県	43.34% (+1.08%)
富山県	45.19% (+2.51%)
石川県	41.76% (+2.05%)
福井県	52.22% (+3.60%)
山梨県	35.91% (+1.40%)
長野県	33.97% (+1.32%)
岐阜県	35.73% (+0.78%)
静岡県	38.27% (+1.33%)
愛知県	33.21% (+1.32%)
三重県	34.56% (+1.07%)
滋賀県	39.37% (+1.48%)
京都府	35.03% (+1.05%)
大阪府	31.04% (+1.04%)
兵庫県	34.90% (+1.06%)
奈良県	39.44% (+1.36%)
和歌山県	27.34% (+0.73%)

都道府県名	利用率
鳥取県	39.25% (+1.45%)
島根県	43.67% (+1.29%)
岡山県	35.32% (+1.01%)
広島県	38.73% (+1.20%)
山口県	40.66% (+0.83%)
徳島県	35.43% (+0.85%)
香川県	36.05% (+0.98%)
愛媛県	30.03% (+0.67%)
高知県	33.26% (+1.13%)
福岡県	35.32% (+0.89%)
佐賀県	39.06% (+0.80%)
長崎県	37.48% (+1.15%)
熊本県	39.25% (+0.83%)
大分県	35.25% (+1.02%)
宮崎県	41.30% (+1.32%)
鹿児島県	43.87% (+1.93%)
沖縄県	22.72% (+1.08%)

※ 利用率＝マイナ保険証利用件数÷オンライン資格確認利用件数
（括弧内の値は令和7年8月の値からの変化量（%ポイント））

協会におけるマイナ保険証の利用状況（年代別）

（加入者の年代別マイナ保険証利用率（令和 7 年 8 月） ）



経過措置終了に向けた対応について

令和7年12月2日以降、経過措置期間が終了し、健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者約1,160万人に対して、協会けんぽから資格確認書を令和7年7月末から令和7年10月末にかけて、被保険者住所に送付し、不着となった場合は、事業所宛に送付した。なお、資格確認書にはマイナ保険証のメリットや利用登録方法を掲載したチラシを同封し、マイナ保険証の利用促進を図った。

また、資格確認書送付後に加入者及び事業所からの問合せが増加することが予想されたため、令和6年9月より設置した「マイナンバーコールセンター」の人員を増やすとともに、日本語に加えて計22か国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語等）でのマイナ保険証等に関する問い合わせに対応するなど体制整備を行った。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
スケジュール		▼7/31被保険者住所宛に送付開始 約1,160万人に送付	▼9/5不着分を事業所宛に送付開始 随時、不着となった加入者の資格確認書を送付		被保険者住所宛への送付完了	令和7年12月2日 経過措置期間終了

(参考) 12月以降の医療機関・薬局の窓口での資格確認の運用について

令和7年11月12日に厚生労働省より医療機関向け事務連絡「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について（周知）」が発出されました。

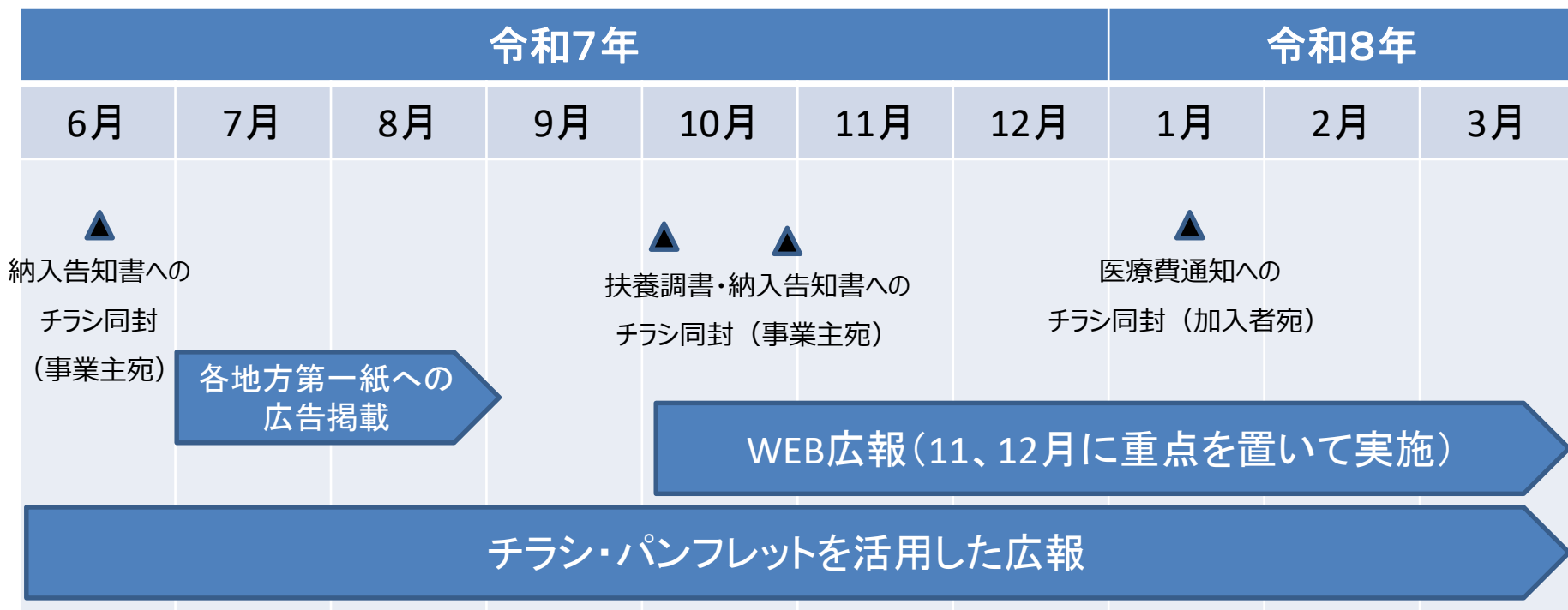
事務連絡において、移行期の暫定的な取扱いとして以下の通り記載されています。

(事務連絡一部抜粋)

12月2日以降、期限切れに気がつかずに健康保険証を引き続き持参してしまった患者や、保険者から通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者については、保険証等単体で有効なものとして取り扱うものではありませんが、加入している保険者によらず、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認等システムに照会するなどした上で、3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用は、暫定的な対応として差し支えないと考えます。こうした対応は令和8年3月末までの暫定的な対応であり、次回以降の受診時にはマイナ保険証が資格確認書を必ず持参いただくよう呼びかけて下さい。

経過措置終了に向けた広報の実施について

令和7年12月2日以降、経過措置期間が終了し、健康保険証が使用できなくなることから、12月以降の保険診療の受診方法や、マイナ保険証のメリットや使用方法、安全性などの利用促進について周知広報を実施中。あわせて、最近の動向を踏まえ、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れへの注意喚起や、スマホ保険証についての説明も行う。



(参考) チラシ・パンフレットを活用した広報

令和7年10月に、マイナ保険証利用促進のため、扶養調書・納入告知書へ下記のチラシを同封した。また、パンフレットを作成し、各支部において窓口や健康保険委員への配布、事業所訪問時に合わせて紹介等を行っている。

▼パンフレット(A3両面)

▼チラシ(A4両面)

協会けんぽ 加入者のみなさまへ

いよいよ、**医療を受けるならマイナ保険証。**

健康保険証は、マイナ保険証へ。

2025年12月2日以降、従来の健康保険証はお使いいただけなくなります。

マイナ保険証を有効にするには、マイナ保険証の申請が必要です。マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証とは？

マイナ保険証とは、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

事業主の皆様

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

事業主のみなさまへ

いよいよ、**保険証のルールが変わります。**

健康保険証は、マイナ保険証へ。

2025年12月2日以降、従来の健康保険証はお使いいただけなくなります。

「マイナ保険証」での医療をお受けいただけます。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の4つのメリット

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請方法

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

マイナ保険証の申請は、マイナ保険証の申請書（マイナ保険証の申請書）を提出する必要があります。

(参考) ホームページを活用した広報

令和7年9月より、マイナ保険証利用促進のため、特設サイトを公開した。マイナ保険証についての説明、メリット、安全性、登録方法等を掲載している。また、マイナ保険証に係るQ&Aを用意し、加入者が円滑にマイナ保険証に切り替えていたできるよう広報を行っている。



▲マイナ保険証利用促進に向けた特設サイトから一部抜粋

URL: <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/LP/mynahokensho/>